

長野県社会福祉審議会公募委員 募集要項

長野県健康福祉部健康福祉政策課

1 趣旨

長野県社会福祉審議会は、社会福祉に関する事項について調査審議を行うため、社会福祉法に基づき設置する組織です。この審議会で、社会福祉に関するご意見を幅広くお聞きし、福祉行政に反映させるため、「長野県社会福祉審議会」の委員を募集します。

2 募集人員

3名以内

3 応募資格

次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 県内に居住する方で、令和8年4月1日現在で満18歳以上の方
- (2) 長野県社会福祉について関心を持ち、今後の長野県社会福祉の方向や施策について意見を述べるができる方
- (3) 年3回程度開催される審議会に出席できる方（会議は原則として平日昼間開催となります）

4 任期

3年（令和8年10月1日からの予定）

5 応募方法

- (1) 申込書に必要事項を記入し、次のテーマに関する小論文（800字程度、様式自由）を添えて申し込んでください。
- (2) テーマは「長野県社会福祉施策に関する私の提案」です。
- (3) 応募は郵送、持参のほか、ファックス又は電子メールにより受け付けます。
（電子メールの場合、申込書の記載事項と同一の内容を記載すれば様式は問いません。）
- (4) 申込書と小論文は返却しません。

6 募集期間

令和8年7月14日（火）から令和8年8月10日（月）必着（郵送の場合は、当日消印有効）

7 選考方法

- (1) 書類選考（第一次選考）及び面接（第二次選考）により委員を決定します。
- (2) 面接（第二次選考）は、書類選考（第一次選考）で選ばれた方を対象に行います。
- (3) 書類選考の結果は8月中に本人あて通知します。

8 応募先・問合せ先

〒380-8570（住所記入不要）

長野県健康福祉部健康福祉政策課企画調整係 社会福祉審議会担当

電話 026(235)7093 FAX 026(235)7485 電子メール kenko-kikaku@pref.nagano.lg.jp

9 その他

- (1) 審議会は公開で行われ、議事録は公表されます。
- (2) 委員には、長野県の規定に基づいて報酬及び旅費が支給されます。
- (3) 応募書類等の個人情報、選考の目的のみに使用します。